2-8 住民等への啓発・広報

表 2-8-1 に住民へ広報する情報の例を示す。

災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要である。特に仮 置場の設置・運営、ごみの分別徹底、便乗ゴミの排出防止等においては、市町は周知すべ き情報を早期に分かりやすく提供し、状況に応じて、発災直後の予告広報の実施を検討す

情報伝達手段としては、ホームージ、広報紙、説明会、回覧板、避難所への掲示等を、 被災状況や情報内容に応じ活用する。東日本大震災では住民への広報として、仮置場の設 置場所や開設日等について情報伝達するために、マスコミを活用することが有効であった という事例がある。

災害時における仮置場の設置や災害廃棄物の適切な排出・分別方法等に関し、市町のご み収集カレンダーやホームページ等への掲載を通じて、平時から住民に対する啓発・広報 を行うことも重要である。

また、市町は、社会福祉協議会や広報部局と連携し、災害廃棄物の分別区分や排出禁止 物(便乗ごみ等)、搬出方法、搬出先(仮置場)、保管方法、健康への配慮等に係る情報に ついて、災害ボランティアに対する周知・広報を行う。

表 2-8-1 広報する情報 (例)

· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
項目	内容
住民用仮置場の	場所、分別方法、収集期間
設置状況	※腐敗性廃棄物やガスボンベ等の危険物の排出方法も記載する。
(一次·二次)仮置場の 設置状況	場所、設置予定期間、処理の概要 ※仮置場における便乗ゴミの排出禁止や、不法投棄・不適正処理の 禁止についても合わせて周知する。
災害廃棄物処理の 進捗状況	市全域及び区ごとの処理の進捗状況、今後の計画